

令和5年6月5日
生活環境部産業廃棄物課

高濃度PCB廃棄物の保管数量について

高濃度PCB廃棄物の保管数量について、令和5年3月末現在の状況を取りまとめましたので、お知らせします（詳細は別紙のとおり）。

1 安定器・汚染物等(処分期限:令和5年3月末)

(1) 保管数量

- ・安定器等 1,848台 (令和4年12月末から2,234台の減)
- ・汚染物等 7,190.2kg (令和4年12月末から115.4kgの減)

(2) 保管事業場数

101事業場(4年12月末から59事業場の減)

2 トランス・コンデンサ等(処分期限:令和4年3月末)

(1) 保管数量

- ・トランス、コンデンサ等 24台(令和4年12月末から178台の減)
- ・PCB油 57kg(令和4年12月末から57kgの増)

(2) 保管事業場数

19事業場(令和4年12月末から10事業場の減)

(参考)

PCB廃棄物については、PCB特措法の規定により処分期限が定められており、PCB廃棄物の処分方法やPCBを含んでいるか否かの確認方法等については、県の各地方振興局や各中核市の産業廃棄物担当課で相談を受け付けている。

【PCB廃棄物の処分期限】

高濃度PCB廃棄物	トランス・コンデンサ等	令和4年3月末
	安定器・汚染物等	令和5年3月末
低濃度PCB廃棄物	—	令和9年3月末

- ・PCB：PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、主に電気機器用の絶縁油、工業用の熱媒体などに使用されていた。

昭和43年にPCBを原因とする食中毒事件（カネミ油症事件）が発生し、昭和47年に製造が中止された。中毒症状は、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、塩素ニキビ、関節の腫れなどが報告されている。

- ・高濃度PCB廃棄物：5,000mg/kg（0.5%）超のPCBを含むもの
- ・低濃度PCB廃棄物：0.5mg/kg超～5,000mg/kg（0.5%）以下のPCBを含むもの

【保管数量の詳細】

1 安定器・汚染物等の保管状況(処分期限:令和5年3月末)

○ 機器別保管状況(前回との比較)

区分	令和5年3月末	令和4年12月末	前回からの増減
安定器等(台)	1,848	4,082	△2,234 ^{※4}
汚染物等(kg)	7,190.2	7,305.6	△115.4 ^{※5}
事業場数	101	160	△59 ^{※6}

※4: 2,341台が処分され、新たに107台の保管が判明。

※5: 115.4kgが処分されたことが判明。

※6: 81事業場で処分が完了し、新たに22事業場での保管が判明。

○ 所管別保管状況

所管	安定器等 (台)	汚染物等 (kg)	事業場数
福島県	323	0	45
県北	74	0	7
県中	88	0	6
県南	36	0	7
会津	66	0	17
南会津	0	0	0
相双	59	0	8
福島市	725	3	30
郡山市	418	77.2	16
いわき市	382	7,110	10
合計	1,848	7,190.2	101

2 トランス・コンデンサ等の保管状況(処分期限:令和4年3月末)

○ 機器別保管状況(前回との比較)

区分	令和5年3月末	令和4年12月末	前回からの増減
機器(台)	24	202	△178 ^{*1}
トランス	0	0	0
コンデンサ	24	202	△178
その他機器	0	0	0
PCB油(kg)	57	0	57 ^{*2}
事業場数	19	29	10 ^{*3}

保管されている機器及びPCB油は、全て処分業者と契約済であり搬出調整中。

※1：185台が処分され、新たに7台の保管が判明。

※2：新たに57kgの保管が判明。

※3：17事業場で処分が完了し、新たに7事業場での保管が判明。

○ 所管別保管状況

所管	機器				PCB油 (kg)	事業場数
	(台)	トランス	コンデンサ	その他機器		
福島県	20	0	20	0	0	14
県北	4	0	4	0	0	4
県中	2	0	2	0	0	2
県南	9	0	9	0	0	5
会津	3	0	3	0	0	2
南会津	2	0	2	0	0	1
相双	0	0	0	0	0	0
福島市	2	0	2	0	57	3
郡山市	1	0	1	0	0	1
いわき市	1	0	1	0	0	1
合計	24	0	24	0	57	19